

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般会計歳入歳出予算」を「法第10条の規定に基づき設置された沖縄県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」という。）」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第81条の2第1項第1号に掲げる事業の費用の財源に充てるとき。

(2) 政令第17条第1項の規定により定める次に掲げる特別の事情があると認められる市町村に係る法第81条の2第1項第2号に掲げる事業の費用の財源に充てるとき。

ア 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された災害により、多数の国民健康保険の被保険者の生活に著しい支障が生じたとき。

イ 企業の倒産、主要な生産物に係る価格の大幅な下落等により、多数の国民健康保険の被保険者の生活に著しい支障が生じたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める特別の事情により、多数の国民健康保険の被保険者の生活に著しい支障が生じたとき。

(3) 法第81条の2第2項の規定により、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算への繰入れに要する費用の財源に充てるとき。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（財政安定化基金拠出金の徴収等）

第3条 県は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第22条第1項の規定により、県内の全ての市町村から法第81条

の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

- 2 前項の規定により県が市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下この項において「基金事業交付金」という。）の交付を行った年度において市町村に対して交付した基金事業交付金の額の総額の3分の1に相当する額とし、各市町村から徴収する額は、規則で定める。
附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

- 3 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定により、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県国民健康保険財政安定化基金による市町村に対する基金事業交付金の交付等を行うに当たり、財政安定化基金拠出金の徴収等及び基金の処分に関する事項を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。